

# 會議用

大學 運 營 協 議 會 規 程

「附 國立大學協會會則」

國 立 大 學 協 會

## 大 学 運 営 協 議 会 規 程

国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題に当面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成するため、すべての国立大学が共同連帯の意識をもつて相互に協力することも、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえんである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を十分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によつて、常に相互の協力を努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。

(協議会)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

（任 務）

第二条 協議会は、左の事項を任務とする。

一 国立大学の管理運営の改善に寄与すること。

二 国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。

（管理運営の改善）

第三条 協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、左の事項を行なう。

一 大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理すること。

二 国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。

2 前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

3 協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができる。

(問題解決の助力)

第四条 協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによつてその解決に助力する。

2 協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

(助力の趣旨)

第五条 協議会が前条の助力を行なうにあつては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を十分に尊重することを要し、いやくもその自治を侵害するようないことがあつてはならない。

(助力の開始)

第六条 第四条の助力は、当該大学の正規の手續を経た学長の申出に基づいて行なう。

2 前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮し

た上、とくに必要があると認めるときは、第四条の助力を行なうことができる。

（協議会の委員）

第七条 協議会は、左の委員で構成する。

一 国立大学協会の会長及び副会長

二 常置の特別委員会の委員長

三 各地区の国立大学によつて互選された大学の学長

2 国立大学協会の会長たる委員は、協議会の委員長となる。

3 第一項第三号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。

4 第一項第三号に規定する委員については、左の例による。

一 任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員が任期中に当該大学の学長でなくなつたときは、その後任の学長が委員となる。

三 同一の大学の学長は、引き続き委員となることができない。ただし、補欠の委員で

あつた場合は、この限りでない。

（臨時委員及び専門委員）

第八条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第九条 協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員の職務の辞退)

第十条 第二条第二号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

(実施に関する細則)

第十一条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

別表

地区別	所属国立大学名	定員
北海道	北海道大学、北海道学芸大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学	一
関東 甲信越	茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、東京医科歯科大学、東京水産大学、東京商船大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、信州大学	二
中部	富山大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、愛知学芸大学、名古屋工業大学、三重大学	一
近畿	滋賀大学、京都学芸大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪学芸大学、大阪外国語大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良学芸大学、奈良女子大学、和歌山大学	一

九州	中国
福岡学芸大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、 熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、 香川大学、愛媛大学、高知大学
—	—

○了解事項

大学運営協議会規程第四条第一項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。

# 国立大学協会会則

## 第一章 総 則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

## 第二章 会 員

第五条 本会は、国立大学を会員として組

織する。

## 第三章 役 員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会 長、一人

二 副会長、二人

三 理 事、二十一人（会長、副会長を含む）

四 監 事、二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員任期は二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第四章 会 議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれの総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたと きまたは会員十名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

#### 第四章の二 大学運営協議会

第十三条の二 本会に大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

#### 第五章 会 計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終る。

第六章 雜 則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附 則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

附 則

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。